

ベネズエラ政府ならびに国営石油会社ペトロレオス(PdVSA)に対する、米国OFAC（財務省外国資産管理局）による経済制裁

背景

米国トランプ政権は、2019年8月5日、大統領令第13884号を発令し、ベネズエラ政府に対する経済制裁プログラムを強化しました。この大統領令により、基本的に「ベネズエラ政府」の米国内のすべての資産が凍結され、米国人はベネズエラ政府とのあらゆる取引が禁止されました。また同日、数多くの一般ライセンス(事前許可申請事項)が発布され、すべての米国人に直ちに適用されました。例えば、

- (a) 一般ライセンスNo.28では、すべての米国人は、2019年9月4日までに、ベネズエラ政府に関連する事業、契約ならびに協定を終了することと規定しました。「ベネズエラ政府」の用語は、全ての政府機関のほか、直接または間接取引の区別無く、ベネズエラ政府や政府機関が所有もしくは運営する会社を対象となります。当然、ベネズエラ政府が所有する国営のペトロレオス(PdVSA)も含まれます。
- (b) 一般ライセンスNo.30では、以下の(a)および(b)を除き、ベネズエラ政府に関わる通常付随して必要となるすべての取引や事業もしくはベネズエラの港湾や空港の使用については認められています：(a)直接的または間接的を問わず、米国からベネズエラへの希釈剤の(再)輸出に関わる場

合、または、(b)その他禁止されている物品。

大統領令第13884は、第13850が規定する制裁条項に準じて適用されますが、ここでも、ベネズエラの石油産業部門とペトロレオス(PdVSA)は標的となっています。なお、大統領令第13850は引き続き有効です。

ペトロレオス(PdVSA)またはベネズエラ政府が所有する石油産業部門との商取引に関して

米国OFAC（財務省外国資産管理局）による事前承認がなければ、すべての米国人は、依然として、ペトロレオス(PdVSA)との取引は勿論、ペトロレオス(PdVSA)の子会社や、直接的もしくは間接的に50%以上の持分を所有する企業との取引を継続することは禁止されています。また、米国人以外のいかなる者も、大統領令修正第13850により、ベネズエラ経済の石油部門に関わる事業、および、ペトロレオス(PdVSA)への希釈剤の(再)輸出を含む、PdVSAを保護するための物質的支援、出資をはじめ、財政的、物理的、または技術的支援を提供すること、あるいは物品またはサービスの提供者は制裁リストへの掲載対象となり得ます。

米国人のみならず、米国人でない者にも適用され得る規制強化について

ベネズエラ政府またはベネズエラが所有する企業との取引に関する法的立場は、米国人については明確ですが、米国人以外においては不明確です。ベネズエラに対する米国政府の対応は緊急に決定されるものの、現在の米政権の変化は予測することが困難です。事前の

警告がないまま、新たな政策や制裁が導入されるといふ危険があります。

しかしながら、米政府当局は、従来の国務省や米財務省による発表のみならず、ホワイトハウスの上級顧問によるツイートなど様々なメディアを使って、ベネズエラに対する制裁体制は今後拡大されると発言しています。

(大統領令第13850および第13884にて幅広く規定されているのですが)、もし米国人でない者がベネズエラ政府に対して物質的な支援を行った場合、その個人が制裁を受けるリスクは高まります。

いわゆる二次的制裁として、米国人以外の人々が、SDNリストに掲載された場合には、米ドル使用の禁止、もしくは金融機関からの取引拒否を受ける可能性があります。貿易相手や提携先がSDNリストにて特定されますと、商取引を続けることが困難になります。契約書に制裁に関する条項が含まれ、契約相手方が制裁内容に関連する場合には、当事者が契約上の義務履行を中止できると規定することが、より安全です。しかし、契約書に規定されていない限り、契約違反となる危険があります。

米国人が関与する制裁猶予期限である9月4日以降において、米政府は、ベネズエラ政府(PdVSAを含む)に物質的な支援をしていると認識される米国人以外を次の標的とする可能性があります。したがって、2019年1月28日付けのOFACのSDNリストに掲載されたベネズエラが出資する事業体、特に石油部門やPdVSAに関わる業務にメンバー様が従事している場合は慎重な対処が必要です。

ベネズエラに対する制裁がP&I保険カバーに与える影響について

今後の状況次第では、大統領令第13850および第13884の延長線として、(個人を含む)米国人以外の行為が制裁範囲に含まれる可能性があります。具体的に言えば、第13850のセクション1(a)(iii)によって、資産を凍結された者(PdVSAを含む)に対して、物質的援助もしくは支援サービスを提供したいかなる個人も、資産を凍結した上で、本大統領令に準じて強制的に制裁対象となります。もし、メンバー様がこれらに関与する場合には、資産は凍結されます。

このような状況下で、もしOFACが、P&Iクラブは制裁対象の船主様に物質的な援助やサービスを継続的に提供しているのではないかと見なした場合、P&Iクラブ自体が米国の制裁違反になる危険が生じる可能性もあります。

違法取引あるいは港の封鎖によって生じる支払い請求はクラブカバーやプール再保険から除外されています。制裁の強制が実行されている期間は、メンバー様へのP&I保険のご提供が違法となるため、クラブは保険契約の終了または一時停止を行わなければなりません。さらに、クラブは制裁違反として米政府当局によって特定された船舶や船主様にも保険サービスのご提供ができないことにご留意頂ければ幸いです。

また、当クラブはベネズエラに関与するプール保有額を超えた(現在、1億米ドルに相当します)ご損失額を、国際グループの超過損害額再保険契約に基づいて填補することは難しいと考えています。ベネズエラに関与する支払いは違法となり、再保険プログラムを支える再保険会社の多くが米国による一次的制裁の対象となることが理由です。

もし制裁の結果として支払い不能となった場合は、クラブ(国際グループ所属の他のP&Iクラブも同様)から補償を受けられないメン

バー様の損失自己負担額が、巨額となる可能性があります。

ディーゼルや灯油輸送貨物であれば制裁から免除されますか？

現在、米政府当局は、ベネズエラへのディーゼル油およびケロシンの輸送を禁止事項から正式には除外していません。したがって、当該貨物輸送に対する制裁リスクは依然として存在します。これらの貨物輸送に対して、米当局は事前承認を発する可能性があります。ケースバイケースの対応になりそうです。皆様には、当該輸送案件の応諾には細心の注意を払って頂きますようお願い申し上げます。

OFACは、「よくある質問 (FAQs)」を解りやすく刷新する可能性があります。米国人以外に関する制裁事項は現状では不明確です。皆様におかれましては、適切なデューデリジェンスを実行され、ベネズエラとの取引につきましては十分にご注意を頂きますようお願い致します。

なお、当国際グループクラブのすべてのクラブが同様の回報を発信しています。